

産業廃棄物収集運搬業許可証

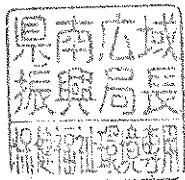
住所 岩手県北上市常盤台四丁目11番116号

氏名 株式会社北日本環境保全 代表取締役 中道 麻衣
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 小島 純



許可の年月日 令和 6年 2月 2日

許可の有効年月日 令和 13年 2月 1日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破碎物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）
及び陶磁器くず
- ・鉱さい
- ・がれき類
- ・動物のふん尿
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

有

取扱う産業廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず

(以下、裏面記載)



- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)
及び陶磁器くず
- ・がれき類

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
別表のとおり
以下余白

3. 許可の条件
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 2年 2月 2日 当初許可

平成 5年 3月 1日 変更届出書受理 (代表者を中道幸男から変更したこと。)

平成 6年 1月 14日 事業範囲の変更許可

(1) 産業廃棄物の種類に繊維くず、動植物性残さを追加したこと。

(2) 廉油、がれき類の積替え・保管を追加したこと。

平成 6年 1月 2月 7日 変更届出書受理 (名称を有限会社北日本環境保全から変更したこと。)

平成 7年 2月 2日 更新許可

平成 7年 2月 2日 更新許可

平成 12年 1月 28日 変更届出書受理 (保管施設の概要を変更したこと。)

平成 12年 2月 2日 更新許可

平成 14年 1月 24日 事業範囲の変更許可 (汚泥、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くずの積替え・保管を追加したこと。)

平成 16年 9月 22日 事業範囲の変更許可 (積替え・保管を行う産業廃棄物の種類中、汚泥の限定条件を解除したこと。)

平成 17年 2月 2日 更新許可

平成 18年 8月 4日 事業範囲の変更許可

(1) 積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類中、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの限定条件を解除したこと。

(2) 紙くず、木くずの積替え・保管を追加したこと。

(3) 廉プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの保管施設を追加したこと。

平成 18年 9月 15日 事業範囲の変更許可 (産業廃棄物の種類に動物のふん尿を追加したこと。)

平成 21年 1月 10日 変更届出書受理 (保管施設の概要を変更したこと。)

平成 22年 2月 2日 更新許可

平成 22年 3月 4日 変更届出書受理 (取扱う産業廃棄物の種類から産業廃棄物を処分するために処理したものを削除したこと。)

平成 26年 4月 17日 変更届出書受理 (保管施設の概要を変更したこと。)

平成 26年 8月 21日 優良認定

平成 29年 2月 2日 更新許可 (優良認定)

平成 30年 3月 30日 書換申出書受理 (産業廃棄物の種類について、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨追記したこと。)

令和 2年 2月 28日 変更届出書受理 (代表者を中道法子から変更したこと。)

令和 6年 2月 2日 更新許可 (優良認定)

以下余白

5. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

別表

保管施設の概要

産業廃棄物の積替保管施設

施設区分	保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
がれき類		18.72	26.568		屋内保管 (注 1)
ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず		18.72	26.568		屋内保管 (注 1)
木くず		32.121	32.8		容器保管 (注 1)
廃プラスチック類		16.0605	16.4		容器保管 (注 1)
金属くず		16.0605	16.4		容器保管 (注 1)
廃油	—	5.5	600ℓ	—	屋内保管 (注 2)
汚泥、廃酸、廃アルカリ、金属くず(試薬類、廃液類)	—	1.35	0.34	—	屋内保管 (注 2)
廃プラスチック類(廃タイヤ)	—	20.25	3.391	—	屋外保管 (注 2)
金属くず、汚泥(廃乾電池)(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)	—	3.0	0.93	—	屋内保管 (注 2)
金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃水銀灯等)	—	3.0	1.38	—	屋内保管 (注 2)
金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(水銀含有機器類)	—	1.17	0.24	—	屋内保管 (注 2)
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(廃石膏ボード)	—	12.5	8.0	—	屋外保管(鉄製コーンテナ使用) (注 2)
廃プラスチック類(有用物)	—	24.4	32.4	—	屋内保管 (注 2)
金属くず(有用物)	—	62.5	60.0	—	屋外保管(ヤード内) (注 2)

(以下、裏面記載)

施設区分	保管高さ (m)	保管面積 (m ²)	保管体積 (m ³)	保管重量 (t)	備考
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(選別前)	—	130	79.4	—	屋外保管(コンテナ及びダストバケット保管) (注2)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(埋立処分用)	—	24.4	32.4	—	屋内保管 (注2)
木くず(選別前)	—	12.2	12.8	—	屋内保管(鉄製コンテナ使用) (注2)
木くず(選別後)	—	12.2	16.2	—	屋内保管(鉄製コンテナ使用) (注2)
紙くず(選別前)	—	13.94	12.8	—	屋内保管(鉄製コンテナ使用) (注2)
紙くず(選別後)	—	13.94	18.04	—	屋内保管 (注2)
廃プラスチック類	—	79.56	102.96	—	屋内保管 (注2)
汚泥	—	25.00	18.9	18.9	屋内(鉄骨造り) F R P製タンク (注3)

注1 所在地：岩手県北上市流通センター1番47

注2 所在地：岩手県北上市上鬼柳3地割63番、64番1、64番2、66番、67番1、68番及び289番

注3 所在地：岩手県北上市流通センター1番43

以下余白